

平成28年度日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 次 第

と き 平成29年2月6日(月)
午後1時30分～
ところ 日進市役所本庁舎4階第1会議室

1 あいさつ

2 報告事項 わたしのまちのしあわせづくり委員会について

3 議事 (1) 委員長等の選出について

(2) にっしん幸せまちづくりプランについて ア にっしん幸せまちづくりプラン概要

イ 実施状況

ウ 日進市社会福祉協議会発展強化計画

3 その他

平成28年度 わたしのまちのしあわせづくり委員会委員

		所属	氏名
1	学識経験を有する者	相山女学園大学人間関係学部	谷口 功
2	区長経験者	南ヶ丘区長経験者	山路 敏雄
3	民生委員・児童委員代表者	日進市民生・児童委員協議会	伴 律子
4	市民活動団体関係者	日進市老人クラブ連合会	花井 祥雄
		日進市ボランティア連絡協議会	大野 忠夫
5	教育機関関係者	南小学校	加藤 義也
		愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター	秋田 有加里
6	社会福祉関係事業者	あかいけ寿老会 赤池学区家庭教育推進委員会	山田 幹雄
		きまもり会	興梠 精視
		日東保育園	成田 ゆき江
7	公募の市民	公募市民	武田 千恵
8	その他市長が必要と認める者	日進市わたしのまちのサポーター会議	井口 紘一
		日進市わたしのまちのサポーター会議	数井 美津子

日進市附属機関の設置に関する条例

平成26年12月19日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

別表 (第2条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙について調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年
	日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	日進市地域福祉計画に関すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長経験者 (3) 民生委員児童委員の代表者 (4) 市民活動団体構成員 (5) 教育機関構成員 (6) 社会福祉関係事業者 (7) 公募の市民 (8) その他市長が必要と認める者	2年以内

○日進市附属機関の設置に関する条例施行規則

平成27年3月3日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例(平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、市長の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 附属機関は、市長の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

2 附属機関は、前項に規定するほか、市長の求めにより、条例別表に定めるその担任する事務について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 附属機関に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は附属機関を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長及び副会長並びに会議の特例)

第5条 市長は、前2条の規定にかかわらず、別に規則で特別の定めをすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 附属機関に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表に定める部課等において処理をする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

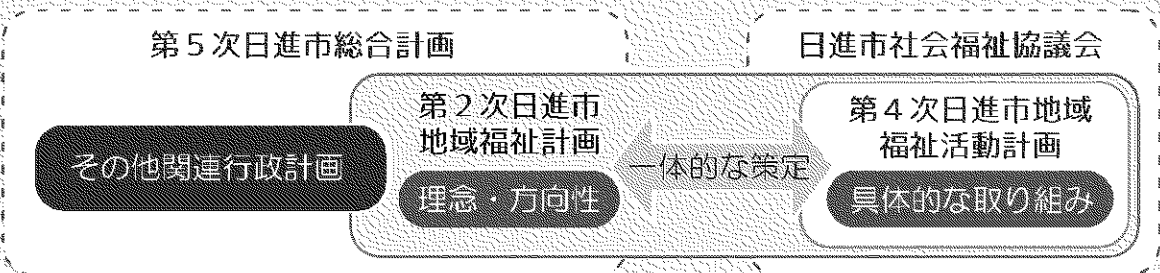
附属機関の名称	庶務担当の部課等
日進市名誉市民推挙委員会	企画部秘書広報課
日進市訴訟支援審査委員会	企画部人事課
日進市姉妹・友好都市委員会	市民生活部市民協働課
日進市市民自治活動推進補助金審査会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市市民自治活動推進事業選定委員会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市地域公共交通会議	市民生活部生活安全課
日進市地球温暖化対策地域協議会	市民生活部環境課
日進市環境基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市いきいき健康プランにしん21推進委員会	健康福祉部健康課
日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市障害者自立支援協議会	健康福祉部介護福祉課
日進市老人ホーム入所判定委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市福祉有償運送運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市社会福祉法人審査委員会	健康福祉部介護福祉課
日進市社会資本整備総合交付金評価委員会	建設経済部都市計画課
日進市食育推進委員会	建設経済部産業振興課

1 地域福祉とは

地域福祉とは「高齢者、障害者、子どもをはじめ全ての市民が身近な地域で安心して生活するために、市民が主体的に取り組む“ふれあい・助け合い・支え合い”の活動（しあわせづくり）とその活動を支える仕組みや施策・事業」です。

もっと簡単に表現するなら、
「福祉を切口とした、市民と福祉事業者、行政の協働による
ふれあい・助け合い・支え合いのまちづくり」
といえます。

2 計画の位置づけ



3 「自助」「共助（互助）」「公助」の考え方

そして、「地域福祉」を進めていくためには、「自助」「共助（互助）」「公助」という3つの考え方が大切です。

自助

他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと



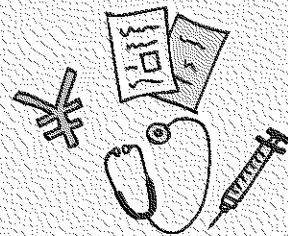
共助

地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと



公助

福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づく、公的な支援やサービス提供のこと



個人（自助）
地域の助け合い（共助（互助を含む））
福祉行政（公助）

※「互助」 共助の中にも社会保険のような制度化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助のこと。地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いの重要性が高まっています。

4

計画の体系

基本理念

地域福祉活動の推進と支援、地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編、市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

地域福祉計画

目標 1

地域福祉活動を
拡充しよう！

- (1) 地域の困りごとの相談や
情報提供の充実
- (2) 社協の体制の強化
- (3) 防災・防犯と福祉を一体
化した地域活動の推進

目標 2

地域福祉活動を
支援しよう！

- (1) 活動の人材育成の推進
- (2) 地域福祉活動の拠点づく
りの推進と支援
- (3) 地域福祉団体・事業者に
よる活動の支援

目標 3

地域福祉活動をつなぎ、
大きな力に育てよう！

- (1) 若い世代もつなぎ、地域
で困りごとを解決するた
めの連携と仕組みづくり
- (2) 市民交流活動の推進と活
動への参加促進
- (3) 福祉に関する理解を広げ
る福祉教育の推進

地域福祉活動計画

重点事業 1

市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

重点事業 2

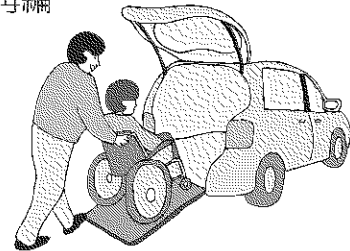
新たな要支援者層や困りご
とを抱える人への支援

重点事業 3

協働による地域の見守り支
援体制の充実

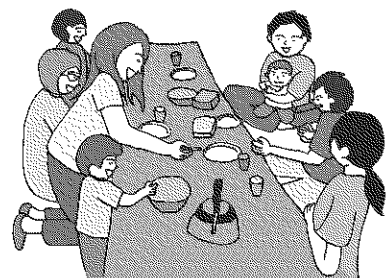
重点事業 4

地域福祉活動の安定化に向
けた情報集約と支援体制の
再編



重点事業 5

「つどいの場」の開設支援



5

重点的にとりくむこと

重点
事業1

市内すべての地域をつなぐ 横断組織の設置と活動の拡充

支援体制の構築

～地域の相談窓口
を設置します～

みんなで活動

～地域の協働組織
の運営を支援
します～

**わたしの問題は
わたしたちの問題**

～地域課題
を共有します～

広がる連携

～小学校区単位の
ネットワークを
構築します～

身近な地域の困りごとを
話し合おう！



協働組織の設置

～地域に応じた
協働組織を
設置します～

思いやり・
できるこ
はじめま

重点
事業2

新たな要支援者層や 困りごとを抱える人への支援

意識啓発

～当事者理解に
向けた
啓発活動～

交流活動

～当事者活動の
支援～

個別支援

～社会参加に
向けた支援
の提供～

組織設置

～相談窓口の設置
とネットワーク
の強化～

困りごとを抱え込まず
誰かに相談しましょう！



重点
事業3

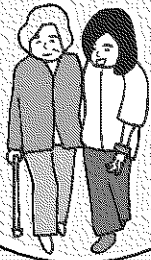
協働による地域の 見守り支援体制の充実

活動連携

～市民活動の
支援体制の連携を
強化します～

きっかけづくり
～人材育成を
進めます～

まちの守り人
等の養成



地域の見守りの輪を
広げていきましょう

助け合い
とから
しょう！

見守り強化

～見守り活動を
広げていきます～

専門分野を生かした
協働体制の構築



協力体制

～見守り活動を
啓発し、
理解を広げます～



日常生活の中で福祉の
視点を持った啓発活動

多職種連携

～活動分野を
超えた連絡会や
交流会を
実施します～

重点
事業4

地域福祉活動の安定化に向けた 情報集約と支援体制の再編

人材データベース

～地域の人材
を紹介～

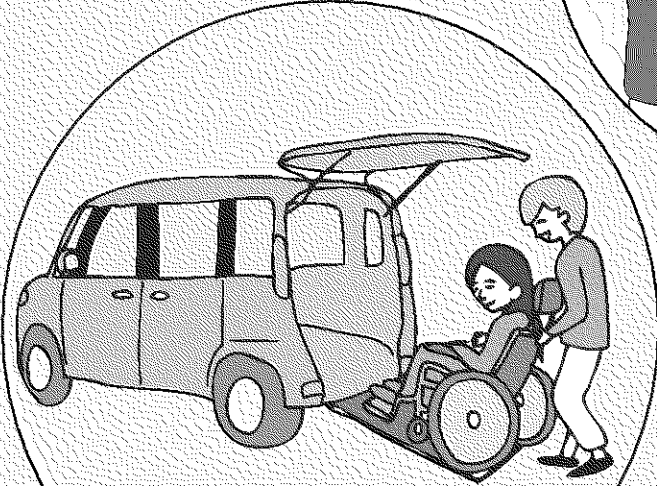
資金データベース

～助成金等の
情報を提供～

必要な助成金等の
マッチング



講師人材の紹介や
ボランティア活動の
マッチング



移動に困難を抱える人が地域との交流
を図ることが出来る地域づくり

人のつながり
みんなで
幸せまち

移動支援体制

の充実

～福祉有償運送や
ボランティア輸送
の育成～

空家と地域活動のマッチング



空家データベース

～空家等での
拠点づくりを
支援～

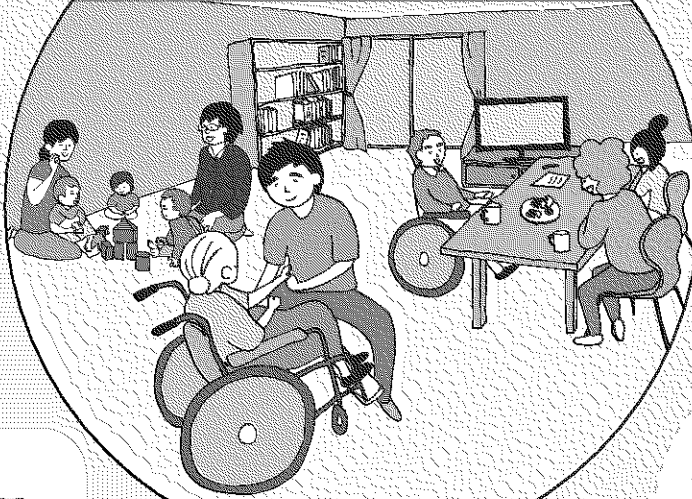
重点
事業5

「つどいの場」の開設支援

協議の場づくり

～地域に応じた
協働組織を
設置します～

「つどいの場」が
ゆるやかな見守り活動や
新たな地域課題の発見につながる



まなびの場づくり

～地域課題を
共有します～

出会うの場づくり

～「つどいの場」
の開設を
支援します～

りを大切に
一緒に
づくり

にっしん体操を
きっかけに「つどいの場」づくり



様々な
ボランティアニーズを
コーディネート



継続の場づくり

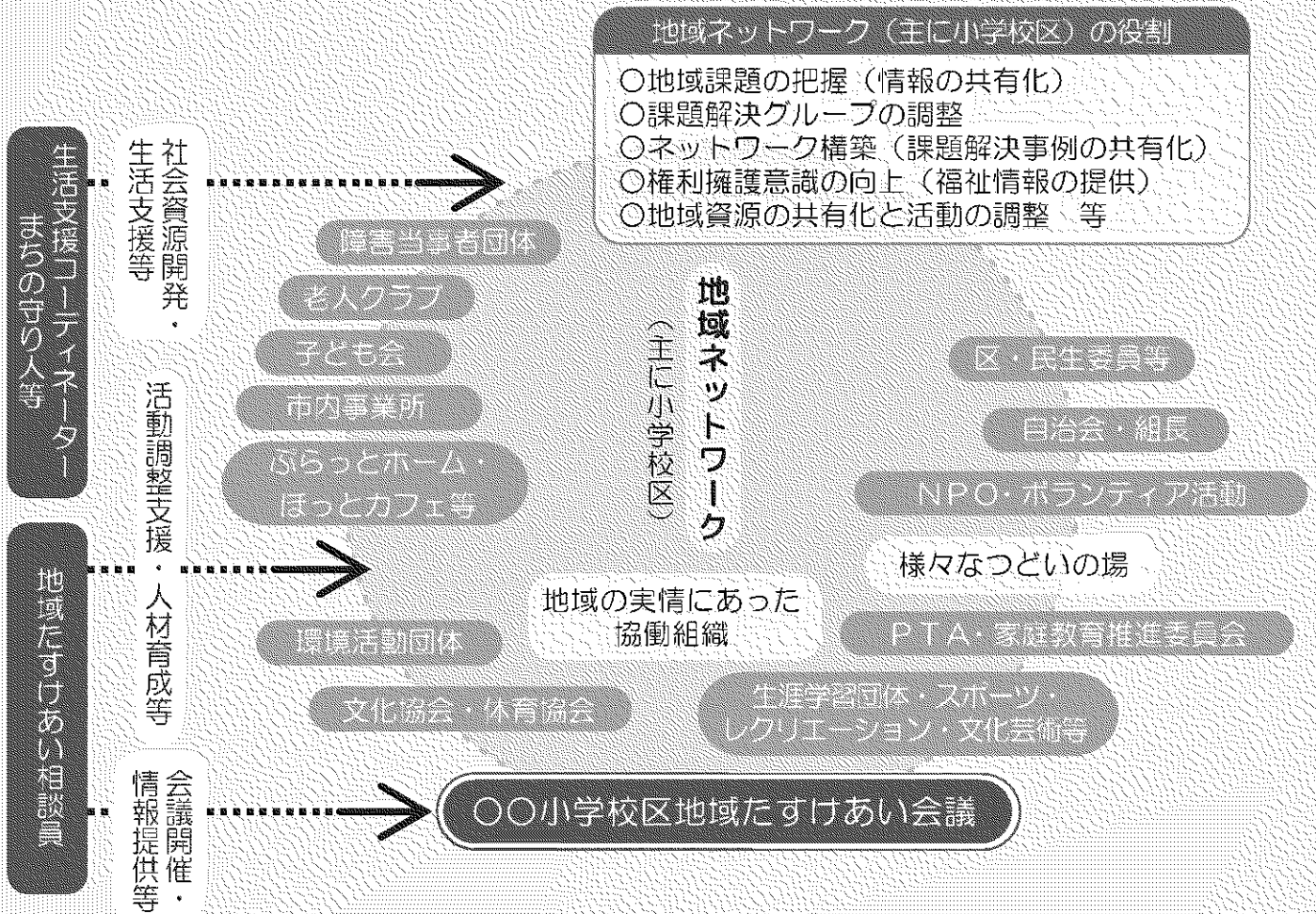
～運営が
継続されるよう
支援します～

協働の場づくり

～地域の協働組織
の運営を
支援します～

6

計画の推進体制



地域ネットワーク (主に小学校区) の役割

- 地域課題の把握 (情報の共有化)
- 課題解決グループの調整
- ネットワーク構築 (課題解決事例の共有化)
- 権利擁護意識の向上 (福祉情報の提供)
- 地域資源の共有化と活動の調整 等

にっしん⁰⁰⁰幸せまちづくりスラン

第2次日進市地域福祉計画
第4次日進市地域福祉活動計画
(平成27年度～平成36年度)



発行

日進市 社会福祉法人日進市社会福祉協議会



編集

日進市福祉部福祉課
(平成27年度から地域福祉課)
愛知県日進市蟹甲町池下268番地
電話: 0561-73-7111 (代)
FAX: 0561-72-4554
E-Mail: chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

日進市社会福祉協議会
愛知県日進市蟹甲町中島22番地
電話: 0561-73-4885
FAX: 0561-73-4954
E-Mail: info@nisshin-shakyo.or.jp

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
福祉総合相談窓口の設置【新規】	福祉部局、企画政策課	設置なし	設置あり	設置あり	設置あり	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。	○生活困窮者等の相談窓口として、「くらしサポート窓口」の継続設置。(相談者数:141人/月)	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。
地域たすけあい相談員の配置【新規】	社協	0地区	1地区	1地区	9地区	新規職員採用を目指し、募集を行う。	◎新規採用職員1名の募集を実施したが、採用に至らなかった。	担当相談員の増員に向けて、引き続き募集を行う。
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、社協	14回※	50回	69回	95回	引き続き座談会を実施し、地域のニーズに合った支援等について協議。	●各区において地域福祉計画の住民説明会等の座談会を開催した。(計画説明会:19区) ●五色園区では認知症の高齢者支援、南ヶ丘では介護予防をテーマとした勉強会等を開催している。	引き続き座談会を実施し、地域のニーズに合った支援等について協議。
区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、社協	2か所※	2か所※	2か所※	19か所	関心の高い地域等を重点に、設置に向けた地域調整を実施。	●各区において地域福祉計画の住民説明会等の座談会を開催した。(計画説明会:19区) ◎活動を検討される自治会等に出向き、役員向けの説明会を行ったが、設置までには至っていない。	関心の高い地域等を重点に、設置に向けた地域調整を実施。
生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	0人	5人	3人	生活支援コーディネーターの配置。	○第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名を配置した。 ◎社協にて第1層を受託。	必要に応じて生活支援コーディネーターの活動支援を検討。
地域たすけあい会議の設置【新規】	地域福祉課、社協	0か所	0か所	0か所	9か所	引き続き座談会を実施し、地域の要望に応じて説明を実施。	●各区において地域福祉計画の住民説明会等の座談会を開催した。(計画説明会:19区)	引き続き座談会を実施し、地域の要望に応じて説明会を実施。

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
横断的な専門部署の個別ケア会議の開催【新規】	地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康課、生活安全課、学校教育課、収納課、社協	未実施	実施	実施	実施	生活困窮者自立支援事業支援調整会議の充実。相談体制の連携及び強化を検討。	●地域福祉課、収納課、相談支援員、社協、支援センターなどの職員が連携し、生活困窮者自立支援事業支援調整会議を定期的で開催した。(月1回)また、個々の支援者の状況に応じて、逐次個別ケア会議を開催した。	生活困窮者自立支援事業支援調整会議の充実。相談体制の連携及び強化を検討。
生活困窮者等に関する研修会開催回数【新規】	社協	0回/年	4回/年	0回	1回/年	活動の立ち上げと関係機関とのネットワークを築くための講座等を開催予定。	◎昨年度は養成講座を行ったが、本年度は未実施。 ●団体と協働し、市民協働課の公募事業として「未来に希望@地域のチカラ」を開催し、困難を抱える子どもの幸せを考えるための対談や講演会を行った。参加者70名。	関係機関との事業協働を行う中で、協力者の開拓を行う。
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、社協	3か所※	3か所※	3か所※	5か所	継続して若者支援活動を支援者と共に考え、ニーズに応じた居場所づくりを検討する。	◎当事者の受け入れを目指し、地域のボランティア団体や民間支援団体と協議を行った。	民間支援団体と協議を行う中で、必要に応じた支援体制の構築を目指す。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
生活保護世帯の就労率	地域福祉課、社協	69%	83%	73%	75%	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。	● 支援員による定期的な面談や情報提供を行い、安定した生活に向けた自立支援を行った。	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
◎ 見守り活動養成人数	地域福祉課、社協	4,193名※	5,258名	5,093名	5,500名	引き続き、各種養成講座を開催。	● つどいの場を含めた地域活動に関心がある方対象に、「居場所づくり」や「つながりを生む仕掛け」などを学ぶ「場リスタ養成講座」を年度内に開催予定。(連続3回講座) ● 昨年度の場リスタ養成講座受講者により、子育て・交通安全の団体が立ち上がった。 ◎ その他災害ボランティア養成講座を開催予定。	引き続き、各種養成講座を開催。
こども110番登録戸数	学校教育課	548戸	531戸	523戸	600戸	教育委員会と学校を中心として啓発を行う。	○ 新規登録者のところへは学校から先生が直接出向き、通学路こども110番の家として適切な場所であるかを確認した上で、子供達の安全のための協力をお願いをし、看板をお渡ししている。 ○ 店舗で事業者・経営者の変更があったため、訪問し、事業内容を説明した上で、看板を継続して設置していただけたようお願いした。 ○ 子供たちから感謝の手紙を渡した学校があり、看板設置者からも喜びの声をいただいた。	教育委員会と学校を中心として啓発を行う。
認知症高齢者徘徊模擬訓練実施回数	地域福祉課	0回/年	0回/年	0回/年	2回/年	認知症への理解促進を深め、徘徊模擬訓練など地域における取組促進を図る。	● 各区座談会において、地域における認知症支援策となる「認知症サポーター養成講座」及び「徘徊捜索模擬訓練」について紹介し、実施を依頼。認知症サポーター養成講座は7回実施。 ● 地域に出向き、地域における認知症支援策について協議。(五色園)	五色園にて開催予定。認知症への理解促進を深め、徘徊模擬訓練など地域における取組促進を図る。
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	西小、竹の山小にて実施予定。	○ 平成28年6月26日西小、11月27日竹の山小にて実施し、それぞれ850名、600名が参加した。	防災訓練は地域主体で行われるようになってきたため、今後は避難所の開設・運営訓練に移行していく。
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	36団体	38団体	35団体	新たな自主防災組織設立への支援を行う。	○ 竹の山自治会自主防災会、南山エピック自主防災会が新しく設立され、2団体増えた。	設立されていない区域に対して、自主防災組織設立への支援を行う。
地域の自主防犯組織数	生活安全課	26団体	28団体	30団体	29団体	平成27年度から相談があった、岩藤区の自主防犯団体の設立支援を行う。大学連携として、愛知学院大学と協議を行う。	○ 2団体の増加について、設立支援を行った。また、青パト実施者講習会について、市で開催した。愛知学院大学に自主防犯団体の設立支援を行い、啓発活動を共催した。	相談があった団体への設立支援等を予定。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
地域での座談会等開催回数	再掲	14回※			95回			
災害時要援護者数	危機管理課	1,124人	1,079人	1,079人	1,370人	引き続き、民生委員児童委員や地域の協力を得ながら、災害時要援護者の把握、登録を行う。	○今年度も、区長や民生委員児童委員の協力を得ることができた。	引き続き地域の協力を得ながら災害時要援護者の把握、登録を行う。
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	906世帯	936世帯	955世帯	1,150世帯	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。	○民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。
民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	96.7%	98.5% (見込み)	100%	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。	○生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭に地域の民生委員と主任児童委員が訪問し、子育て支援情報等をお届けした。	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。
福祉事業者交流会開催回数【新規】	地域福祉課、社協	0回/年	3回/年	2回/年	2回/年	引き続き、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置。	○生活支援体制の整備を進めるため、NPO、ボランティア、介護事業関係者等生活支援サービスの担い手との情報の共有・連携強化の場を継続実施。(地域支えあい円卓会議：2回) ○在宅医療介護連携多職種連携研修を2月開催予定。	引き続き、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置。
市民活動に関する相談件数	市民協働課、社協	51件/年	156件/年	156件/年	100件/年	広報、市民活動ガイドブック、団体イベントカレンダー等による市民への啓発及び団体訪問・相談支援等による団体の活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。市民活動祭の充実。社協においては、引き続き、図書館での相談を実施。ボランティアのニーズを明確にして、ボランティア活動を希望する方に合った効率的な情報提供を行う。	○広報に2回市民活動啓発特集を掲載、市民活動団体ガイドブック・イベントカレンダー等をにぎわい交流館に設置、団体への訪問ヒアリングを実施し相談しやすい環境を整備した。研修等によりにぎわい交流館職員のスキルアップを図った。また、公募提案型の市民活動団体への委託・補助事業の説明会を例年よりも早く開催し相談件数が増加した。 ○わいわいフェスティバル(市民活動祭、エコフェスタ、ハーモニーフェスタ等市民が主体のイベントを統合)を開催し、今まで以上に多くの市民・団体が集まり、相談しやすい環境を整備した。 ◎昨年度と同様に、図書館にてボランティア相談ブースを設置し、ボランティア活動の紹介と共に実施予定。	広報・市民活動団体ガイドブック、団体情報チラシ・団体イベントカレンダー等による市民活動の啓発及び団体訪問・相談支援等による団体の活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。にっしんわいわいフェスティバルの充実。
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	265人/年	289人/年	228人/年	300人/年	関連する養成講座を結びつけ、幅広い参加者と周知の拡大を目指し、講座の見直しを行う。	◎社協にて講座を開催した。(音訳ボランティア養成講座名、聴覚障害者サポートボランティア養成講座、サンタボランティア養成講座、傾聴ボランティアステップアップ講座、おたっしゃボランティア、精神障害者居場所支援)災害ボランティアコーディネーター養成講座は、今後実施予定。 ○また、市では近隣市町と協力し、手話奉仕員要請講座(6名)を行った。	関連する養成講座を結びつけ、幅広い参加者と周知の拡大を目指し、講座の見直しを行う。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【4】地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
◎ 地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、市民協働課、生涯学習課、社協	未実施	実施	実施	実施	ボランティアセンターでの個人登録の推進。集約された情報の、提供方法や活用方法などを検討。	○ にぎわい交流館のランチコンサート出演者を地域コミュニティ等へ紹介するため、連絡先一覧を作成した。集約した情報は、にぎわい交流館にて事業の推進、相談支援において提供し、活用した。また、ウェブサイト、SNS、にぎわいNEWSなど従来の媒体に加え、情報交換のできる掲示板を設置した。市民活動団体イベントカレンダーを作成し公共施設等に設置し、情報提供の充実を図った。 ○ 「生涯学習人材情報 まちかどネットワーク」にて、情報の集約及び集約した情報の提供を行った。 ◎ ボランティア相談において、ボランティア登録の紹介を行っている。	市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業を充実し、団体・人材の情報集約を図る。関係機関等と連携し、情報集約を図るとともに広く情報を提供する。まちかどネットワークに関しては、制度が活用されていないため、見直しを検討。ボランティアセンターでは、引き続き個人登録の推進を行う。
助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、社協	未実施	未実施	未実施	実施	引き続き、連携会議を行い、情報の提供方法について、協議・検討。	◎ 今年度策定予定の社協発展強化計画の中で、補助金体系を見直し、情報提供を行う予定。	外部の助成金も含めた取りまとめを行うなど、情報の提供方法について検討する。
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、都市計画課、社協	未実施	実施	実施	実施	空き家データベースの活用。空き家を用いた地域活動に関する事例を参考とし、地域に応じた提案を行う。	○ 空家活用のためのツールとして空家バンク制度を設立した。空家バンク実施要綱の制定により、空家の登録・公開等を行う制度を確立し、あわせて空家バンク定住促進リフォーム補助金交付要綱を制定した。	空家等所有者に対して意向調査等を行い、空家バンクの登録物件を掘り起こし、必要に応じて情報提供等行っていく。
◎ 福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、社協	1事業者	1事業者	3事業者	3事業者	4～5月に2事業者が事業を開始するため、市民への周知及び効果的な運営方法について、協議を行う。	○ 新規2事業者の開設支援を実施した。円滑な事業運営に向けた助言や、関係機関への周知などを行った。	事業継続にかかる課題抽出を行う。

【5】つどいの場の創設支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	現状値(H28)	目標値(H31)	平成28年度実施方針	平成28年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成29年度実施方針
◎ つどいの場の開設	地域福祉課、社協	22カ所※	48ヶ所	54ヶ所	50カ所	引き続き「計画説明会」の中で「つどいの場」の重要性を説明。並行して、作成したマニュアルや啓発物品を活用し、「つどいの場」の開設や拡充を支援。	● 市民による「つどいの場」の新規立ち上げや運営を支援するため、運営団体へ事業内容に応じた補助金を交付した。 ● ほっとカフェ2箇所新設（梅森台・浅田）、さらに2月に1箇所新設予定（北山ニュータウン）、体操スポット4箇所新設（藤島、本郷、浅田、藤枝） （ぷらっとホーム：6カ所、ほっとカフェ：17カ所、ふれあい・いきいきサロン：14カ所、体操スポット15カ所、その他団体：2カ所 補助金交付：11団体、613,000円（見込み））	「つどいの場」の開設や拡充を支援。